改正後

（選択呼出装置等）

第九条の二　次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

無線局	装置
［略］	
陸上移動業務の無線局（ＰＨＳの陸上移動局（施行規則第六条第四項第六号に規定する無線局をいう。以下同じ。）を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局（第五十四条第二号の三に規定するものを除く。）	呼出名称記憶装置又は自動識別装置
［略］	

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条　簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（前号に掲げるものを除く。）又は四〇〇MHz帯の周波数（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数をいう。）の電波を使用する簡易無線局（次号及び第二号の三に掲げるものを除く。）

［イ～リ　略］

二の二　一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（第一号に掲げるものを除く。）又は四〇〇MHz帯の周波数（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数をいう。）の電波を使用する簡易無線局（第二号の三に掲げるものを除く。）であつて、自動的に又は遠隔操作によつて動作するもの

イ　前号イからリまでに掲げる条件に適合すること。

ロ　障害検知・停止機能（自局の障害を検知し、自動的に電波の発射を停止する機能をいう。）を有すること。

二の三　四六八・五四六八七五MHzから四六八・八五三一二五MHzまでの電波を使用する簡易無線局であつて自動的に又は遠隔操作によつて中継するもの

イ　第二号イ、ハからヘまで及びリに掲げる条件に適合すること。

ロ　通信方式は、半複信方式であること。

ハ　通信の相手方の呼出名称をそのまま送信すること。

ニ　障害検知・停止機能を有すること。

［三～五　略］

改正前

（選択呼出装置等）

第九条の二　［同上］

無線局	装置
［同上］	
陸上移動業務の無線局（ＰＨＳの陸上移動局（施行規則第六条第四項第六号に規定する無線局をいう。以下同じ。）を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局	呼出名称記憶装置又は自動識別装置
［同上］	

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条　［同上］

［一　同上］

二　一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）（前号に掲げるものを除く。）

［イ～リ　同上］

［新設］

［新設］

［三～五　同上］